（2024 年 10 月 1 日更新）

健康保険組合ならびに事業主が共同で実施する
健康診査事業の公表について

協和キリン健康保険組合
理事長　板垣　祥子

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。協和キリン健康保険組合（以下、当組合という。）では、健康診査事業について、健診データを事業主と共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者の名称について、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

「共同利用する健診データ項目」を参照ください。

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

協和キリン株式会社、他の当組合加入事業主の健康管理スタッフおよびその責任者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。

当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨にのっとり、事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

5. 健診結果データの管理責任者の名称

協和キリン健康保険組合	常務理事（個人情報取扱責任者）
協和キリン株式会社	人事部長
他の当組合加入事業主	個人情報取扱責任者